

第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画の策定について

1. 第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画について

- 障害福祉サービス、児童通所支援等の計画的な整備の方向性を示す計画として、障害者総合支援法、児童福祉法において地方自治体に策定が義務付けられています（下表参照）。
- 障害福祉サービス等の向こう3年間の見込み量や、提供体制の確保方策、支援の充実のための目標等について定めるものです。
- 三木市では令和3年度～5年度の3年間を計画期間とする第6期障害福祉計画と第2期障害児福祉計画を、第5期三木市障害者基本計画（令和3年度～令和8年度）と一体的に策定しています。今回は、障害者基本計画以外の部分の改定となります。
- 国の指針に基づき、3年を1期として策定することが義務付けられている計画です。内容や目標値についても、国の指針を踏まえて作成する必要があります。

◆障害者総合支援法第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

◆児童福祉法第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2. 策定方針

- 第7期三木市障害福祉計画・第3期三木市障害児福祉計画については、国の指針に基づいた策定が求められており、国の指針の改正を踏まえた計画の見直しが必要になります。
- 法改正や各種アンケート調査の結果から抽出される三木市の現状と課題についても、必要に応じて見直しに反映させます。

近年の国の施策の動向等

- ・第5次障害者基本計画の策定（計画期間令和5年度～9年度）
- ・障害者差別解消法の改正（令和3年5月）
合理的配慮の提供義務を民間事業所にも拡大
- ・医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年6月）
- ・障害者総合支援法の改正（令和4年12月）
地域生活支援体制の充実、就労支援と雇用の質の向上、精神障がい者の支援体制整備等
- ・障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年5月施行）

障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための
基本的な指針の主な改正内容

- ・ 障害福祉サービスの提供体制：地域生活支援拠点等・基幹相談支援センターの整備、グループホームの充実、強度行動障がいをもつ人のニーズの把握と支援、障害福祉人材の確保（ハラスメント対策やICT等の活用による負担軽減）
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組：地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携、地域共生社会の実現・推進の観点から年少期からのインクルージョンを推進
- ・ 障がい者の社会参加：合理的配慮提供の環境整備、意思疎通支援の促進
- ・ 障がい児支援の提供体制の確保：児童発達支援センターの中核的支援機能の整備、医療的ケア児及びその家族への支援、強度行動障がいをもつ障がい児のニーズの把握
- ・ 目標設定：施設入所者の地域生活移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点の充実（強度行動障がいをもつ人への支援体制の整備【新規】）、福祉施設から一般就労への移行、障がい児支援の提供体制の整備、相談支援体制の充実・強化（障害者（児）地域自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】）、障害福祉サービスの質の向上

○2つの計画は一体的な計画として（1つの冊子として）策定します。

3. 策定スケジュール（予定）

7月	アンケート調査票の検討	
8月	アンケート調査の実施	
9月	アンケート調査報告書の作成	社会福祉審議会（障がい者福祉検討部会）・障害者（児）地域自立支援協議会において計画内容について検討
10月	（上旬）計画素案の検討	
11月	（下旬）計画素案の確定	
1月	パブリックコメントの実施	
2月	計画案の確定	
3月	計画の決定	

4. 新計画構成案

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

計画策定に当たっての基本的事項について記載します。

第2章 三木市の障害者施策の現状と課題

1. 三木市の人口
2. 障がいのある人の現状
3. 障がいのある人のニーズの状況
4. 三木市の課題

各種統計や各種調査をふまえた三木市の現状と課題についてまとめます。

第3章 目指す将来像と基本目標

1. めざす将来像

【誰もがいきいきと輝き、共に安心して暮らせるまち 三木】

2. 障害福祉の推進とSDGs

目指す将来像については令和3年度～令和8年度を計画期間とする第5期三木市障害者基本計画に従うものとします。

第4章 障害福祉サービス等の提供体制の整備

1. 国の指針に基づく目標設定
2. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策
3. 地域生活支援事業の見込量と確保方策

第4章は障害福祉計画・障害児福祉計画の中核に該当する部分となります。国指針に基づく目標設定と各種福祉サービスの見込量等について、新たに算定し記載します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制の整備
2. 進捗管理の方法